

2017.3.30

シュローダー・アジアパシフィック・ エクセレント・カンパニーズ

追加型投信／内外／株式

◆この目論見書により行なう「シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年6月3日に関東財務局長に提出しており、平成28年6月19日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	： 平成28年6月3日
発行者名	： シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	： 代表取締役社長 柏木 茂介
本店の所在の場所	： 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。



Schroders

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

一 目 次 一

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	44
第3【ファンドの経理状況】	50
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	61
第三部【委託会社等の情報】	62
約款	99

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

・ シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・ 追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・ 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

- ① 当初申込期間：1,500億円を上限とします。
- ② 継続申込期間：8,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

- ① 当初申込期間：1口当たり1円とします。
 - ② 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・ 販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.00%）が上限となっております。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

- ① 当初申込期間：平成28年6月20日から平成28年6月29日までとします。
 - ② 継続申込期間：平成28年6月30日から平成29年9月20日までとします。
- ・ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

・ シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

・ 電話番号：03-5293-1323

・ 受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

・ ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(9) 【払込期日】

① 当初申込期間

- ・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

② 継続申込期間

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として「シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド（以下「アジアマザー」という場合があります。）」ならびに「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド（以下「日本マザー」という場合があります。）」の受益證券への投資を通じ、主要投資対象である、日本を含むアジアパシフィック諸国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。なお、アジアマザーと日本マザーを合わせて「マザーファンド」と総称することがあります。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追加型投信	内 外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1回	グローバル		
一般				
大型株	年 2回	日本		
中小型株	年 4回	北米		
債券				
一般	年 6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
公債				
社債		アジア		
その他債券	年 12回 (毎月)	オセアニア		
クレジット属性 ()				
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券 (株式 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産 (株式) とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
 - (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
 - (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
 - (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
 - (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
 - (1)MMF(マネー・マネジメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
 - (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
 - (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分
 - (1)株式
 - ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券
 - ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
 - (3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
 - (4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
 - (5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1.日本を含むアジアパシフィック諸国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- 実際の運用にあたっては、マザーファンド受益証券を通じて投資を行います。
- 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Indexの構成国における日本を除くアジアパシフィック諸国と日本との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。
- 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2.銘柄選定にあたってはESGの観点を加味します。

- 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価におけるESG(環境・社会・ガバナンス)の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。

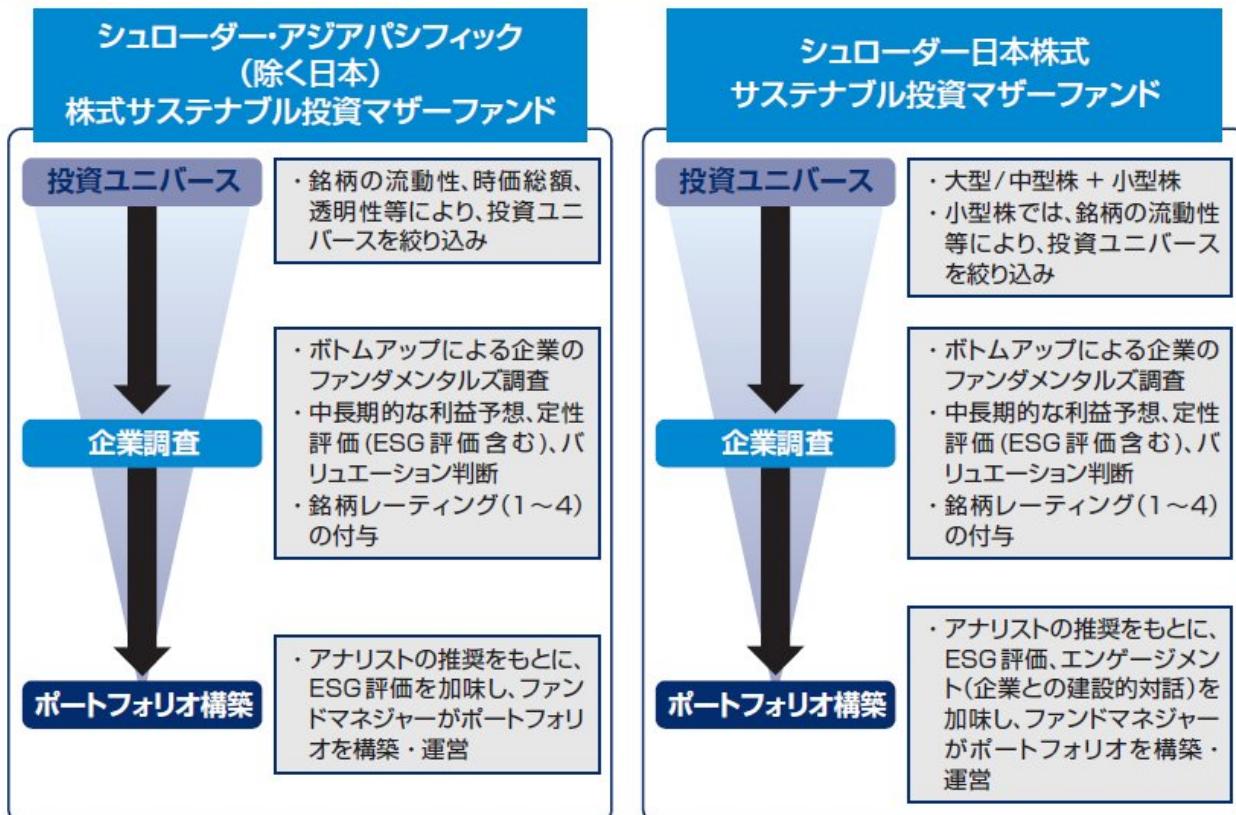
3.ESGの観点を組み入れた運用アプローチを有するシュローダー・グループ*が運用を担当します。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
- アジアマザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント(香港)リミテッドに、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。また、日本マザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。

*シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス



・各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Indexの構成国における日本と日本以外の国との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行う。

シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ

2016年12月末現在

※上記の運用プロセスは、今後、予告なく変更となる可能性があります。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ）とし、ベビーファンドの資金を「アジアマザー」および「日本マザー」に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスボージャー、債券等エクスボージャーおよびデリバティブ取引等エクスボージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

年1回の決算時(原則6月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※なお、分配を行わない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・4,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

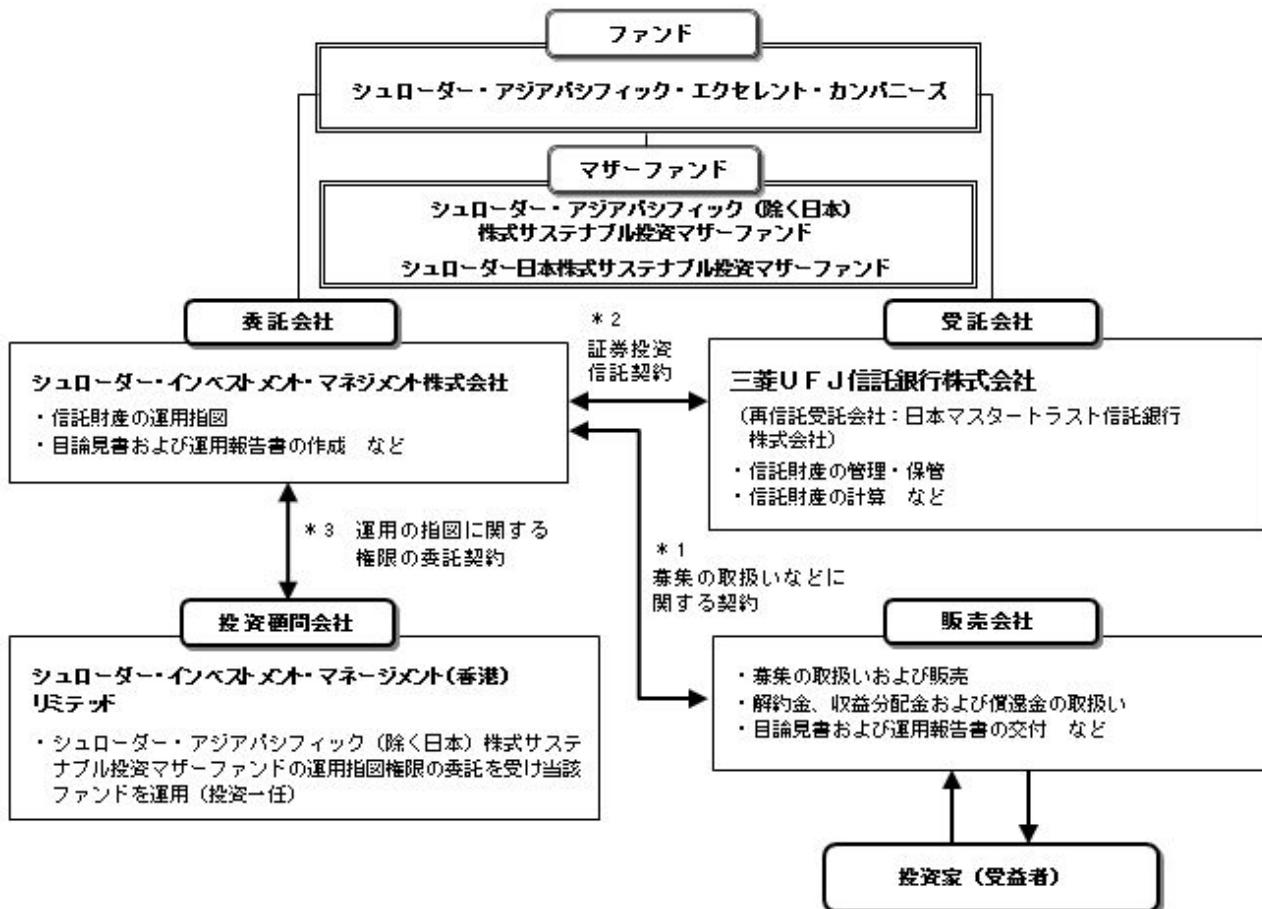
(2) 【ファンドの沿革】

平成 28 年 6 月 30 日

- ・信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。

*2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の決めの内容などが含まれています。

*3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成 28 年 12 月末現在）

1) 資本金

490 百万円

2) 沿革

昭和 60 年 12 月 10 日 : 株式会社シユローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成 3 年 12 月 20 日 : シュローダー投信株式会社設立

平成 9 年 4 月 1 日 : シュローダー投信株式会社と株式会社シユローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シユローダー投信投資顧問株式会社設立

平成 19 年 4 月 3 日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成 24 年 6 月 29 日 : シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社（以下「当社」ということがあります。）に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン グレシャムストリート 31	9,800 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 主としてアジアマザー及び日本マザーの受益証券に投資を行います。
- ② 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Index の構成国における日本と日本を除くアジアパシフィック諸国との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。
- ③ マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を含むアジアパシフィック諸国の株式に投資し、積極的な運用を行います。
- ④ 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価における ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。
*シュローダー・グループとは、シュローダーplc を直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。
- ⑤ 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金の動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

＜シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ＞

シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド（以下「アジアマザー」といいます。）およびシュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド（以下「日本マザー」とい、「アジアマザー」と合わせて「マザーファンド」と総称することがあります。）の受益証券を主な投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 24 条、第 25 条、第 26 条および第 27 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形
 - ニ) 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド（以下「アジアマザー」といいます。）およびシュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド（以下「日本マザー」とい、「アジアマザー」と合わせて「マザーファンド」と総称することができます。）の各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 1 号で定めるものをいいます。）
- 2) 地方債証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 2 号で定めるものをいいます。）
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号で定めるものをいいます。）
- 4) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 5) 社債券（相互会社の社債券を含みます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）
- 6) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（同項第 7 号、第 8 号および第 11 号に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 7) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成 5 年法律第 44 号）に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 8) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取

引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

- 9) 株券または新株予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第9号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 12) 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第12号で定めるものをいいます。）
- 13) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- 14) 信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 15) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第2条第1項第15号で定めるものをいいます。）
- 16) 抵当証券法（昭和6年法律第15号）に規定する抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 外国または外国の者の発行する証券または証書で同項第1号から第9号までまたは第12号から前号までに掲げる証券または証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国の者の発行する証券または証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもののうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 19) 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準および方法に従い行う金融商品取引法第2条第21項第3号に掲げる取引にかかる権利、外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であって金融商品取引法第2条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引にかかる権利または金融商品市場および外国金融商品市場によらないで行う金融商品取引法第2条第22項第3号もしくは第4号に掲げる取引にかかる権利（以下「オプション」という。）を表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 20) 前各号に掲げる証券または証書の預託を受けた者が当該証券または証書の発行された国以外の国において発行する証券または証書で、当該預託を受けた証券または証書にかかる権利を表示するもの（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 21) 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益または投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第21号で定めるものをいいます。）
なお、9) の証券または証書、17) および20) の証券または証書のうち9) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、10) の証券および11) の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

- 委託者は、信託金を②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 信託の受益権（前項第10号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきものおよび同項第12号から第14号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除きます。）（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
 - 6) 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第10号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第17号および第18号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除きます。）（金融商品取引法第2条第2項第2号で定めるものをいいます。）
 - 7) 合名会社もしくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限ります。）または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
 - 8) 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第2項第4号で定めるものをいいます。）
 - 9) 民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約、商法（明治32年法律第48号）第535条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権

利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資または拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当または当該出資対象事業にかかる財産の分配を受けることができる権利であって、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利およびこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除きます。）（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

- イ) 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
 - ロ) 出資者がその出資または拠出の額を超えて収益の配当または出資対象事業にかかる財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イ）に掲げる権利を除く。）
 - ハ) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第1項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第10号に規定する事業を行う同法第5条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第2項に規定する共済事業を行う同法第4条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第11号、第93条第1項第6号の2もしくは第100条の2第1項第1号に規定する事業を行う同法第2条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項に規定する共済事業を行う同法第3条に規定する組合と締結した共済契約または不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ）およびロ）に掲げる権利を除く。）
 - ニ) イ) からハ) までに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益または出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利
- 10) 外国の法令に基づく権利であって、前号に掲げる権利に類するもの（金融商品取引法第2条第2項第6号で定めるものをいいます。）
- 11) 特定電子記録債権および前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券および前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益または投資者の保護を確保することが必要かつ適當と認められるものとして政令で定める権利（金融商品取引法第2条第2項第7号で定めるものをいいます。）

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入を行うことができます。

<シローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド>

日本を除くアジアパシフィック諸国の株式を主な投資対象とします。コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - 2) 約束手形
 - 3) 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者（約款第17条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、約款第16条、第18条から第28条、第30条および第34条から第36条までについて同じ）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券（金融商品取引法第2条第1項第1号で定めるものをいいます。）
- 2) 地方債証券（金融商品取引法第2条第1項第2号で定めるものをいいます。）
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
- 4) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 5) 社債券（相互会社の社債券を含みます。）（金融商品取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）

す。)

- 6) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（同項第 7 号、第 8 号および第 11 号に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 7) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成 5 年法律第 44 号）に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 8) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- 9) 株券または新株予約権証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 9 号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 12) 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 12 号で定めるものをいいます。）
- 13) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 13 号で定めるものをいいます。）
- 14) 信託法（平成 18 年法律第 108 号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
- 15) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号で定めるものをいいます。）
- 16) 抵当証券法（昭和 6 年法律第 15 号）に規定する抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- 17) 外国または外国の者の発行する証券または証書で同項第 1 号から第 9 号までまたは第 12 号から前号までに掲げる証券または証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国の者の発行する証券または証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもののうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 19) 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準および方法に従い行う金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引にかかる権利、外国金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であって金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引と類似の取引にかかる権利または金融商品市場および外国金融商品市場によらないで行う金融商品取引法第 2 条第 22 項第 3 号もしくは第 4 号に掲げる取引にかかる権利（以下「オプション」という。）を表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
- 20) 前各号に掲げる証券または証書の預託を受けた者が当該証券または証書の発行された国以外の国において発行する証券または証書で、当該預託を受けた証券または証書にかかる権利を表示するもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- 21) 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益または投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 21 号で定めるものをいいます。）

なお、9) の証券または証書、17) および 20) の証券または証書のうち 9) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、10) の証券および 11) の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

- 委託者は、信託金を②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 信託の受益権（前項第 10 号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきものおよび同項第 12 号から第 14 号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
 - 6) 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第 17 号および第 18 号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 2 号で定めるものをいいます。）
 - 7) 合名会社もしくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限ります。）または合同会社の社員権（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 3 号で定めるものをいいます。）

- 8) 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第2項第4号で定めるものをいいます。）
- 9) 民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約、商法（明治32年法律第48号）第535条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資または拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当または当該出資対象事業にかかる財産の分配を受けることができる権利であって、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利およびこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除きます。）（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
- イ) 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
- ロ) 出資者がその出資または拠出の額を超えて収益の配当または出資対象事業にかかる財産の分配を受け得ることがないことを内容とする当該出資者の権利（イ）に掲げる権利を除く。）
- ハ) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第1項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第10号に規定する事業を行う同法第5条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第2項に規定する共済事業を行う同法第4条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第11号、第93条第1項第6号の2もしくは第100条の2第1項第1号に規定する事業を行う同法第2条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項に規定する共済事業を行う同法第3条に規定する組合と締結した共済契約または不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ）およびロ）に掲げる権利を除く。）
- ニ) イ) からハ) までに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益または出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利
- 10) 外国の法令に基づく権利であって、前号に掲げる権利に類するもの（金融商品取引法第2条第2項第6号で定めるものをいいます。）
- 11) 特定電子記録債権および前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券および前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益または投資者の保護を確保することが必要かつ適當と認められるものとして政令で定める権利（金融商品取引法第2条第2項第7号で定めるものをいいます。）

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。

<シローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド>

我が国の株式を主な投資対象とします。コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券（金融商品取引法第2条第1項第1号で定めるものをいいます。）

- 2) 地方債証券（金融商品取引法第2条第1項第2号で定めるものをいいます。）

- 3) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
- 4) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 5) 社債券（相互会社の社債券を含みます。）（金融商品取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
- 6) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（同項第7号、第8号および第11号に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 7) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 8) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 9) 株券または新株予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第9号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 12) 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第12号で定めるものをいいます。）
- 13) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- 14) 信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 15) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第2条第1項第15号で定めるものをいいます。）
- 16) 抵当証券法（昭和6年法律第15号）に規定する抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 外国または外国の者の発行する証券または証書で同項第1号から第9号までまたは第12号から前号までに掲げる証券または証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国の者の発行する証券または証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもののうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 19) 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準および方法に従い行う金融商品取引法第2条第21項第3号に掲げる取引にかかる権利、外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であって金融商品取引法第2条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引にかかる権利または金融商品市場および外国金融商品市場によらないで行う金融商品取引法第2条第22項第3号もしくは第4号に掲げる取引にかかる権利（以下「オプション」という。）を表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 20) 前各号に掲げる証券または証書の預託を受けた者が当該証券または証書の発行された国以外の国において発行する証券または証書で、当該預託を受けた証券または証書にかかる権利を表示するもの（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 21) 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益または投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第21号で定めるものをいいます。）
- なお、9) の証券または証書、17) および20) の証券または証書のうち9) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、10) の証券および11) の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 金融商品の指図範囲
- 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 信託の受益権（前項第10号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきものおよび同項第12号から第14号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除きます。）（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- 6) 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第10号に規定する外国投資信託の

受益証券に表示されるべきもの並びに同項第 17 号および第 18 号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除きます。) (金融商品取引法第 2 条第 2 項第 2 号で定めるものをいいます。)

- 7) 合名会社もしくは合資会社の社員権 (政令で定めるものに限ります。) または合同会社の社員権 (金融商品取引法第 2 条第 2 項第 3 号で定めるものをいいます。)
 - 8) 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの (金融商品取引法第 2 条第 2 項第 4 号で定めるものをいいます。)
 - 9) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 667 条第 1 項に規定する組合契約、商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 535 条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律 (平成 10 年法律第 90 号) 第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律 (平成 17 年法律第 40 号) 第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利 (外国の法令に基づくものを除く。) のうち、当該権利を有する者 (以下この号において「出資者」という。) が出資または拠出をした金銭 (これに類するものとして政令で定めるものを含む。) を充てて行う事業 (以下この号において「出資対象事業」という。) から生ずる収益の配当または当該出資対象事業にかかる財産の分配を受けることができる権利であって、次のいずれにも該当しないもの (前項各号に掲げる有価証券に表示される権利およびこの項 (この号を除く。) の規定により有価証券とみなされる権利を除きます。) (金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号で定めるものをいいます。)
 - イ) 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
 - ロ) 出資者がその出資または拠出の額を超えて収益の配当または出資対象事業にかかる財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利 (イ) に掲げる権利を除く。)
 - ハ) 保険業法 (平成 7 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法 (昭和 22 年法律第 132 号) 第 10 条第 1 項第 10 号に規定する事業を行う同法第 5 条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法 (昭和 23 年法律第 200 号) 第 10 条第 2 項に規定する共済事業を行う同法第 4 条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法 (昭和 23 年法律第 242 号) 第 11 条第 1 項第 11 号、第 93 条第 1 項第 6 号の 2 もしくは第 100 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する事業を行う同法第 2 条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号) 第 9 条の 2 第 7 項に規定する共済事業を行う同法第 3 条に規定する組合と締結した共済契約または不動産特定共同事業法 (平成 6 年法律第 77 号) 第 2 条第 3 項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 (イ) およびロ) に掲げる権利を除く。)
 - ニ) イ) からハ) までに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益または出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利
 - 10) 外国の法令に基づく権利であって、前号に掲げる権利に類するもの (金融商品取引法第 2 条第 2 項第 6 号で定めるものをいいます。)
 - 11) 特定電子記録債権および前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券および前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益または投資者の保護を確保することが必要かつ適當と認められるものとして政令で定める権利 (金融商品取引法第 2 条第 2 項第 7 号で定めるものをいいます。)
- この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ その他の投資対象と指図範囲
- 信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図を行なうことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。
主な投資対象	日本を除くアジアパシフィック諸国の株式を主な投資対象とします。コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資方針	<p>① 主として日本を除くアジアパシフィック諸国の株式を投資対象とします。</p> <p>② 株式の組入比率は原則として高位を基本とします。</p> <p>③ 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価における ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。</p> <p>*シュローダー・グループとは、シュローダーplc を直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。</p> <p>④ 原則として外貨建資産については為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ 運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント（香港）リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑥ 資金の動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。
主な投資対象	我が国の株式を主な投資対象とします。コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資方針	<p>① 主として、我が国の株式を投資対象とします。</p> <p>② 株式の組入比率は原則として高位を基本とします。</p> <p>③ 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価における ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。また、エンゲージメント（企業との建設的対話）を通じて、ESG の観点で今後の改善が期待できる企業に対しても長期的視点で投資します。</p> <p>*シュローダー・グループとは、シュローダーplc を直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。</p> <p>④ 資金の動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

① 運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（国内株式運用担当、外国株式運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント（香港）リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。

[当社]

[シュローダー・グループ各海外拠点]

国内株式運用*1

株式運用

グローバル株式
エマージング株式
アジア（除く日本）株式
欧州株式
米国株式
計量株式運用 他
企業リサーチ

国内債券運用*2

債券運用

グローバル債券
米国債券
欧州債券
アジア債券
新興国債券ベンチマーク型
転換社債
保険リンク証券 他
経済分析
クレジットリサーチ

外国株式運用*3

マルチアセット運用

ポートフォリオ・ソリューション

マルチアセット運用*5

オルタナティブ運用

新興国債券絶対収益型
コモディティー
不動産 他

オルタナティブ運用*6

- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

② 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部や口座担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

③ 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

※上記体制は平成 28 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（毎年 6 月 20 日）。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が 1) の範囲で、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。なお、収益分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 4) マザーファンドの配当等収益および収益調整金相当額を収益分配金に充当します。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<シローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ>

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- 7) マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- 8) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- 9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 10) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

11) 信用取引の指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

12) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ）
- ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

13) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利

等を基に算出した価額で評価するものとします。

- 二) 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 14) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ヘ) 14) において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下14)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下14)において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めるにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ト) 14) において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

15) クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

16) 有価証券の貸付けの指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

17) 公社債の空売りの指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属しない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

18) 公社債の借入れの指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

- 19) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 20) 外国為替予約取引の指図
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 21) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 22) 資金の借入
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ) イ) の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えない額の範囲内
ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
二) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
ホ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<シローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
4) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
7) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
8) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 10) 投資する株式等の範囲
イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指

図することができるものとします。

11) 信用取引の指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

12) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ）
- ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

13) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 二) 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 14) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日

における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- へ) 14) において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 14) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 14) において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ト) 14) において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

15) クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イおよび同条第 22 項第 6 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

16) 有価証券の貸付けの指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

17) 公社債の空売りの指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

18) 公社債の借入れの指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

19) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

20) 外国為替予約取引の指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円

- 換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 21) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<シユローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 6) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 7) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- 8) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 9) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 10) 信用取引の指図
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図することができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 11) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ）
 - ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

12) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 13)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ヘ) 13)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下13)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下13)において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ト) 13)において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

14) クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

15) 有価証券の貸付けの指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契

約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16) 公社債の空売りの指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

17) 公社債の借入れの指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 外国為替予約取引の指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

20) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に国内外の株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるときの金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクの存在する場合があることにご注意ください。

① 組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

② 為替変動リスク

ファンドが実質的に保有する外貨建資産の円換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

③ カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

④ 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

<その他の留意事項>

① 換金に関する制限

- 1) 信託期間中の香港もしくはオーストラリアの証券取引所または香港もしくはオーストラリアの銀行の休業日（詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。）には、換金の申込みを受けません。

- 2) 大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。

② ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

換金代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

③ 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 収益分配金に関する留意点

- 1) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

- 2) 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

- 3) 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さ

かつた場合も同様です。

⑤ 信託の途中終了

受益者からの換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

⑥ 買付・解約の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受けたそれらの申込みの受け付けを取り消すことがあります。

⑦ 投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う市場の混乱やファンドに大量の換金が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

⑧ 運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期（原則として信託期間は約 10 年）にわたり運用を行うために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においても、ファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

(2) リスク管理体制

① ファンドの運用リスク管理

＜シュローダー・グループ全体の運用リスク管理＞

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

② 内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

③ 内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

④ 外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS) * 準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。

* グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS) とは、IPC (Investment Performance Council) が所管するパフォーマンス基準 (資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準) をいいます。

※上記体制は平成 28 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《参考情報》

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

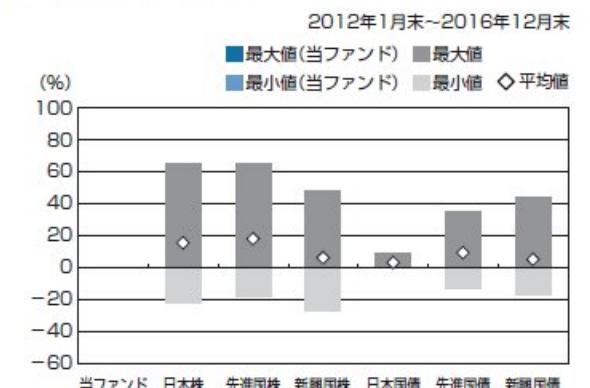


*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、運用期間が1年末満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2012年1月から2016年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年末満であるため掲載しておりません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指標

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……MSCI-KOKUSAインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッタ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合收益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッタ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッタ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッタ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

MSCIは、この資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。このMSCIのデータを再配布することは許可されません。また、他の指標やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用することもできません。MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っておらず、また、MSCIはこの資料の作成者ではありません。いかなるMSCIのデータも、投資のアドバイスや、どのような種類の投資決定を行う事(又は行わない事)の推奨を行つ意図は無く、また、そのようにみなされるべきものでもありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は 3.24%（税抜 3.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1 口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は 1 口当たり 1 円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数について、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額（1 口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.8036%（税抜 1.6700%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

運用管理費用(信託報酬)の配分	
委託会社	年率 0.85%（税抜）
販売会社	年率 0.75%（税抜）
受託会社	年率 0.07%（税抜）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※委託会社の配分には、シユローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬が含まれております。

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用判断、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表、運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	ファンドの財産保管・管理、委託会社からの指図の実行等

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

- ① 組入有価証券の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額
- ③ その他の諸費用。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 - 1) 監査費用
 - 2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
 - 3) 目論見書の作成・印刷・交付費用
 - 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
 - 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
 - 6) 運用報告書の作成・印刷・交付費用
 - 7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
 - 8) 投信振替制度に係る費用および手数料等
 - 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 - 10) 格付の取得に要する費用

委託会社は、上記③の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率 0.108%（税抜 0.100%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.108%（税抜 0.100%）を上限としてこれを変更することができます。

上記③の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

※ (4) その他の手数料等のうち、①および②の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能ですが。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるの

は、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

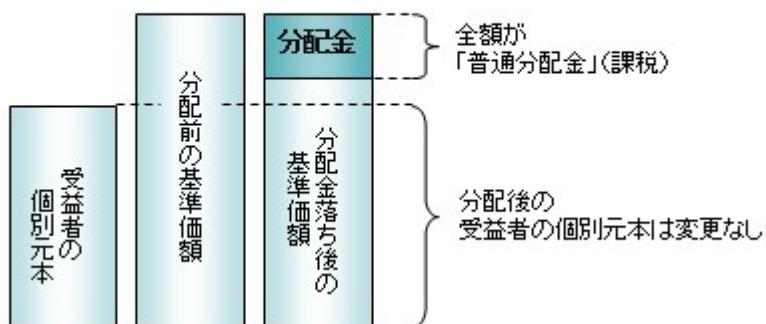
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

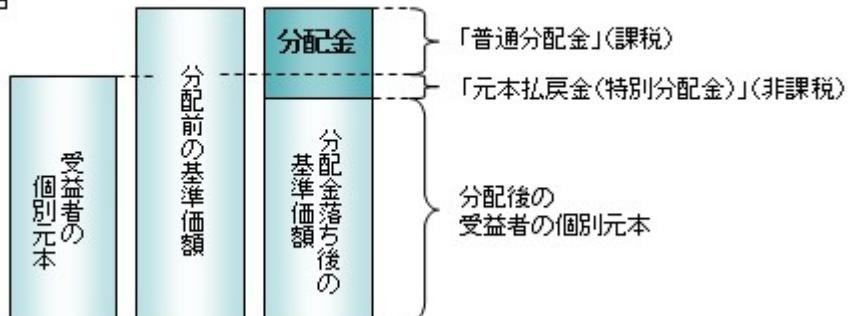
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ) 、ハ) の場合



⑤ 米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010 年 3 月 18 日に、2012 年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCA には、外国金融機関（以下「FFI」という。）が、FATCA の目的における米国人または FATCA の対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情

報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人が FFI に該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等 FATCA の遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA 上課される義務を遵守する目的で、2014 年 7 月 1 日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客が FATCA の目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加 FFI（以下「NPFFI」という。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCA の目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

※上記は平成 28 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ】

以下の運用状況は 2016 年 12 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	7,263,643,773	100.01
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△378,513	△0.01
合計（純資産総額）		7,263,265,260	100.00

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド	3,658,387,117	1.0021	3,666,069,730	1.1510	4,210,803,571	57.97
日本	親投資信託受益証券	シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド	2,543,821,517	1.0024	2,549,926,689	1.2001	3,052,840,202	42.03

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.01
合　　計	100.01

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2016年 6月末日	9,488	—	0.9977	—
7月末日	11,728	—	1.0625	—
8月末日	11,550	—	1.0508	—
9月末日	11,420	—	1.0571	—
10月末日	10,258	—	1.0803	—
11月末日	9,377	—	1.1308	—
12月末日	7,263	—	1.1623	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2016年 6月 30 日～2016年 12月 29 日	—

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
当中間期	2016年 6月 30 日～2016年 12月 29 日	16.16

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2016年 6月 30 日～2016年 12月 29 日	11,377,208,348	5,016,728,793

(注)第1期中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

シユローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド

以下の運用状況は 2016 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	オーストラリア	1,336,139,298	31.73
	香港	427,022,577	10.14
	シンガポール	51,319,785	1.22
	タイ	136,088,647	3.23
	フィリピン	48,675,662	1.16
	インドネシア	15,719,660	0.37
	韓国	385,500,095	9.16
	台湾	379,370,712	9.01
	中国	689,543,258	16.38
	インド	84,445,138	2.01
小計		3,553,824,832	84.40
投資信託受益証券	アメリカ	142,110,710	3.37
投資証券	ルクセンブルク	221,306,570	5.26
	香港	83,883,219	1.99
	シンガポール	114,094,352	2.71
	小計	419,284,141	9.96
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	95,540,827	2.27
合計（純資産総額）		4,210,760,510	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	418,000	587.31	245,495,956	649.80	271,616,400	6.45
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,351	141,114.14	190,645,205	174,433.59	235,659,793	5.60
ルクセンブルク	投資証券	SCHRODER INTL-INDIAN EQ-I-AC	—	10,231	21,787.12	222,904,072	21,630.98	221,306,570	5.26
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	65,700	2,644.87	173,768,077	2,817.75	185,126,306	4.40
オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	61,420	2,471.74	151,814,763	2,782.19	170,882,282	4.06

香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	243,200	696.17	169,310,246	650.36	158,169,011	3.76
中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	ソフトウェア・サービス	15,397	9,432.19	145,227,511	10,173.07	156,634,785	3.72
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI INDIA ETF	—	45,742	3,239.58	148,185,184	3,106.78	142,110,710	3.37
オーストラリア	株式	CSL LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	16,017	9,453.39	151,414,975	8,396.35	134,484,351	3.19
中国	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	104,500	1,331.07	139,097,066	1,223.37	127,843,106	3.04
オーストラリア	株式	BRAMBLES LTD	商業・専門サービス	118,371	1,041.00	123,224,495	1,046.06	123,823,642	2.94
オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	42,658	2,136.83	91,153,269	2,615.15	111,557,495	2.65
香港	株式	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	資本財	15,800	6,779.71	107,119,544	6,529.26	103,162,379	2.45
オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	46,925	1,580.90	74,184,032	2,151.17	100,944,121	2.40
オーストラリア	株式	RESMED INC-CDI	ヘルスケア機器・サービス	123,656	706.09	87,312,661	727.18	89,920,566	2.14
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	291,400	271.00	78,970,186	301.79	87,943,354	2.09
インド	株式	INFOSYS LTD ADR	ソフトウェア・サービス	49,180	2,087.50	102,663,289	1,717.06	84,445,138	2.01
香港	投資証券	MapletreeGreaterChinaComTstNPV REIT	—	1,124,700	79.82	89,777,716	74.58	83,883,219	1.99
オーストラリア	株式	WESFARMERS LTD	食品・生活必需品小売り	22,639	3,380.30	76,526,729	3,610.60	81,740,554	1.94
オーストラリア	株式	ASX LTD	各種金融	18,203	3,868.74	70,422,849	4,201.97	76,488,489	1.82
オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	素材	13,983	3,859.46	53,966,969	5,123.18	71,637,465	1.70
シンガポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	—	366,500	198.34	72,695,201	183.83	67,376,040	1.60
タイ	株式	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	銀行	125,700	525.72	66,083,004	526.50	66,181,050	1.57
オーストラリア	株式	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	素材	34,953	1,726.00	60,329,074	1,862.66	65,105,863	1.55
香港	株式	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	不動産	87,700	707.09	62,012,170	728.06	63,851,081	1.52
オーストラリア	株式	INCITEC PIVOT LTD	素材	209,338	252.23	52,802,664	302.85	63,398,516	1.51
中国	株式	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	資本財	105,000	638.04	66,995,208	592.53	62,216,595	1.48
韓国	株式	YUHAN CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,198	27,956.68	89,405,493	19,311.60	61,758,497	1.47
中国	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産	230,000	271.86	62,528,260	259.84	59,764,580	1.42
オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	銀行	8,475	6,223.23	52,741,935	7,044.05	59,698,408	1.42

四. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	素材	9.13
		資本財	3.93
		商業・専門サービス	2.94
		小売	2.27
		食品・生活必需品小売り	1.94
		ヘルスケア機器・サービス	2.14
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.66
		銀行	12.14
		各種金融	1.82
		保険	6.47
		不動産	3.53
		ソフトウェア・サービス	11.66
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.03
		電気通信サービス	6.48
		公益事業	0.82
		半導体・半導体製造装置	6.45
投資信託受益証券	—	—	3.37
投資証券	—	—	9.96
合 計			97.73

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

シユローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

以下の運用状況は 2016 年 12 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,040,174,400	99.59
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	12,668,017	0.41
合計(純資産総額)		3,052,842,417	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	186,500	460.60	85,901,900	720.20	134,317,300	4.40
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	23,700	4,077.71	96,641,727	5,570.00	132,009,000	4.32
日本	株式	島津製作所	精密機器	65,000	1,534.82	99,763,300	1,862.00	121,030,000	3.96
日本	株式	オリックス	その他金融業	64,900	1,322.42	85,825,058	1,824.00	118,377,600	3.88
日本	株式	クボタ	機械	70,800	1,374.09	97,285,572	1,668.50	118,129,800	3.87
日本	株式	T D K	電気機器	14,000	5,693.80	79,713,200	8,040.00	112,560,000	3.69
日本	株式	参天製薬	医薬品	78,200	1,617.61	126,497,102	1,430.00	111,826,000	3.66
日本	株式	スタンレー電気	電気機器	34,600	2,185.50	75,618,300	3,195.00	110,547,000	3.62
日本	株式	KDDI	情報・通信業	37,300	3,153.08	117,609,884	2,959.50	110,389,350	3.62
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	7,900	12,501.40	98,761,060	13,360.00	105,544,000	3.46
日本	株式	キーエンス	電気機器	1,300	69,823.86	90,771,018	80,200.00	104,260,000	3.42
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	70,100	1,263.73	88,587,473	1,481.00	103,818,100	3.40
日本	株式	良品計画	小売業	4,300	24,888.98	107,022,614	22,910.00	98,513,000	3.23
日本	株式	スルガ銀行	銀行業	37,500	2,317.45	86,904,375	2,609.00	97,837,500	3.20
日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	80,600	1,024.51	82,575,506	1,189.00	95,833,400	3.14
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	19,800	4,089.81	80,978,238	4,796.00	94,960,800	3.11
日本	株式	ディスコ	機械	6,700	9,257.78	62,027,126	14,160.00	94,872,000	3.11
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	22,500	3,283.75	73,884,375	4,214.00	94,815,000	3.11
日本	株式	日揮	建設業	40,800	1,820.06	74,258,448	2,124.00	86,659,200	2.84
日本	株式	テンプホールディングス	サービス業	45,000	1,772.18	79,748,100	1,813.00	81,585,000	2.67
日本	株式	村田製作所	電気機器	5,200	11,508.59	59,844,668	15,650.00	81,380,000	2.67
日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	21,930	3,410.02	74,781,738	3,560.00	78,070,800	2.56
日本	株式	三ツ星ベルト	ゴム製品	71,000	810.04	57,512,840	997.00	70,787,000	2.32
日本	株式	エービーシー・マート	小売業	10,600	6,895.31	73,090,286	6,620.00	70,172,000	2.30
日本	株式	楽天	サービス	54,100	1,110.61	60,084,001	1,145.50	61,971,550	2.03

			業						
日本	株式	日本電設工業	建設業	32,900	1,709.09	56,229,061	1,870.00	61,523,000	2.02
日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	11,700	4,770.21	55,811,457	5,093.00	59,588,100	1.95
日本	株式	ハイレックスコーポレーション	輸送用機器	19,300	2,501.23	48,273,881	2,948.00	56,896,400	1.86
日本	株式	プレステージ・インターナショナル	サービス業	68,700	771.70	53,015,790	827.00	56,814,900	1.86
日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	17,900	3,205.41	57,376,839	3,000.00	53,700,000	1.76

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)	
株式	国内	建設業	7.99	
		化学	1.90	
		医薬品	6.50	
		ゴム製品	5.42	
		機械	6.98	
		電気機器	14.19	
		輸送用機器	10.00	
		精密機器	5.53	
		情報・通信業	6.17	
		卸売業	2.26	
		小売業	9.74	
		銀行業	7.60	
		証券、商品先物取引業	1.73	
		保険業	3.11	
その他金融業			3.88	
サービス業			6.56	
合 計			99.59	

投資不動産物件

該当事項はありません。

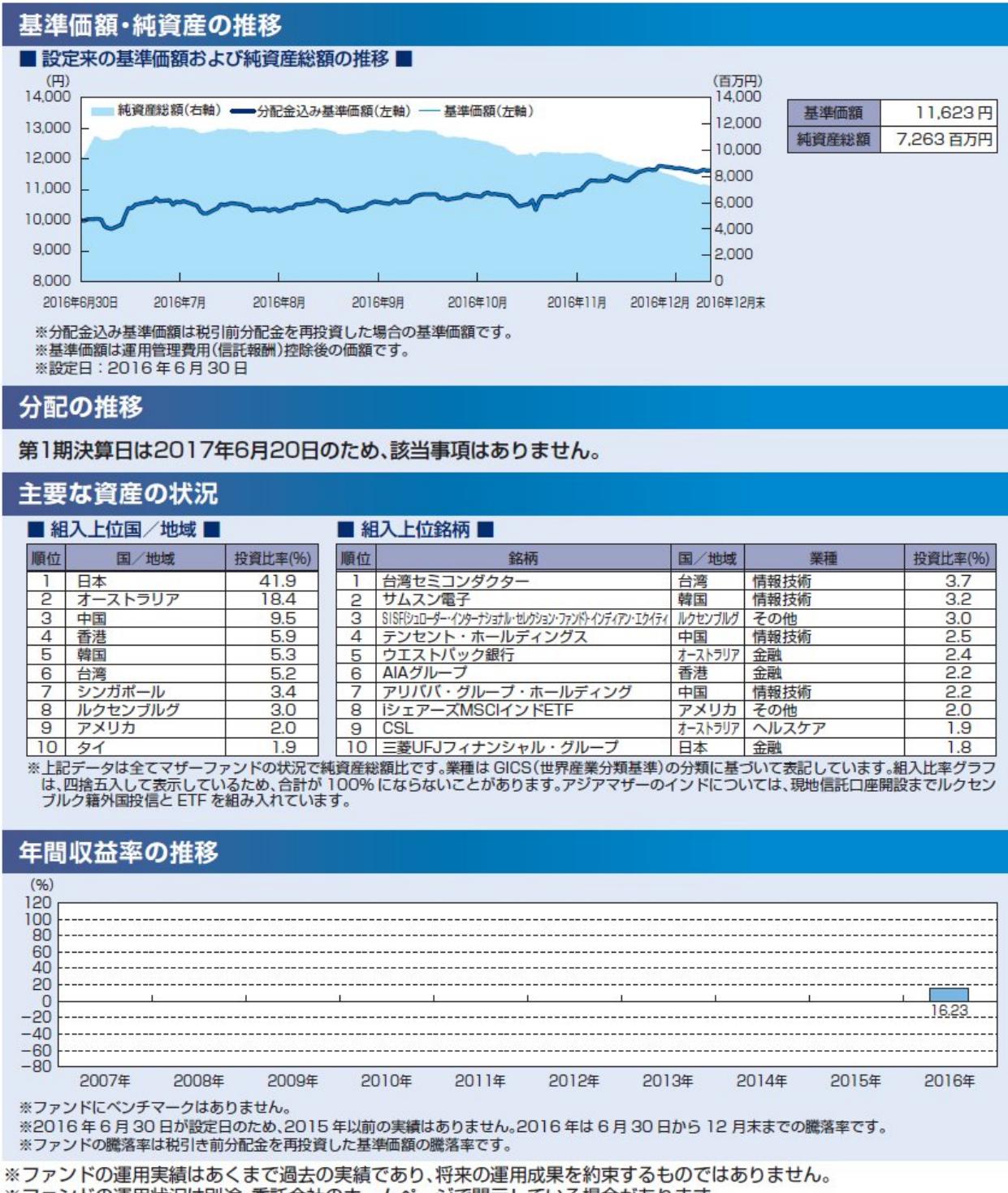
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

2016年12月末現在



第2【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>と<分配金受取りコース（一般コース）>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース（一般コース）>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が香港もしくはオーストラリアの証券取引所または香港もしくはオーストラリアの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(10) 米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対しもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対しもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」という。）に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人ではない信託）、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参

加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート 4 の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b) 1933 年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933 年証券法に基づきルール 501(a)に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v) (a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996 年 8 月 20 日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2 【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が香港もしくはオーストラリアの証券取引所または香港もしくはオーストラリアの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シェローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

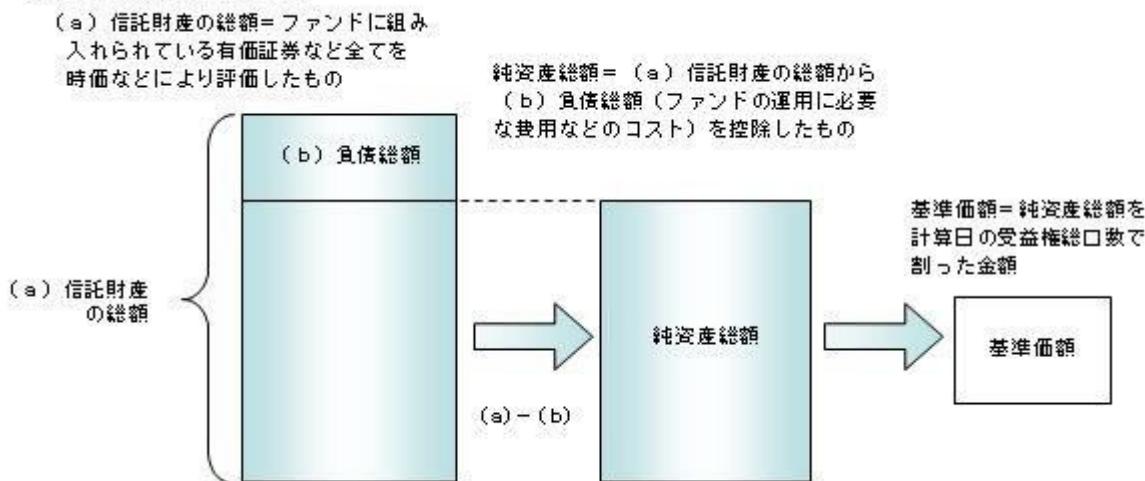
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成38年6月22日までとします（平成28年6月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

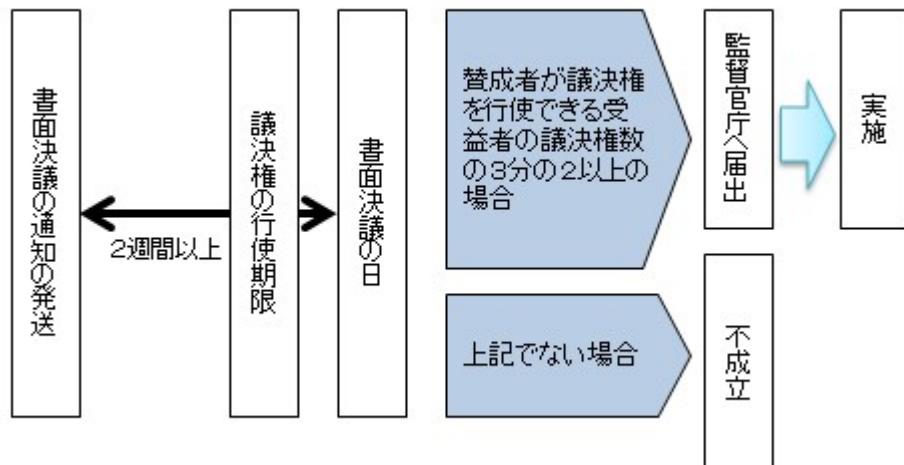
毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

※ただし、第1計算期間は平成28年6月30日から平成29年6月20日までとします。

(5) 【その他】

- ① 信託の終了（繰上償還）
- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
 - 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- ④ 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 - 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
 - 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
 - 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
 - ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス : <http://www.schroders.co.jp/>
- ⑦ 関係法人との契約について
 - ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第 1 期計算期間は信託約款第 41 条により、平成 28 年 6 月 30 日から平成 29 年 6 月 20 日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期中間計算期間(平成 28 年 6 月 30 日から平成 28 年 12 月 29 日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 2 月 8 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太田 英男

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズの平成 28 年 6 月 30 日から平成 28 年 12 月 29 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剩余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズの平成 28 年 12 月 29 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 28 年 6 月 30 日から平成 28 年 12 月 29 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【中間財務諸表】

【シユローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間末
(平成28年12月29日現在)

資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	7,486,897,017
未収入金	121,198,070
流動資産合計	7,608,095,087
資産合計	7,608,095,087
負債の部	
流動負債	
未払解約金	121,198,070
未払受託者報酬	3,989,197
未払委託者報酬	91,181,550
その他未払費用	3,692,652
流動負債合計	220,061,469
負債合計	220,061,469
純資産の部	
元本等	
元本	6,360,479,555
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,027,554,063
元本等合計	7,388,033,618
純資産合計	7,388,033,618
負債純資産合計	7,608,095,087

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間
 (自 平成28年6月30日
 至 平成28年12月29日)

営業収益	
有価証券売買等損益	1,648,815,390
営業収益合計	1,648,815,390
営業費用	
受託者報酬	3,989,197
委託者報酬	91,181,550
その他費用	3,692,652
営業費用合計	98,863,399
営業利益又は営業損失（△）	1,549,951,991
経常利益又は経常損失（△）	1,549,951,991
中間純利益又は中間純損失（△）	1,549,951,991
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	541,290,871
期首剩余金又は期首次損金（△）	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	27,332,298
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	27,332,298
剩余金減少額又は欠損金増加額	8,439,355
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	8,439,355
分配金	-
中間剩余金又は中間欠損金（△）	1,027,554,063

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

		第1期中間計算期間末 [平成28年12月29日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額		9,509,855,711円
期中追加設定元本額		1,867,352,637円
期中解約元本額		5,016,728,793円
2. 受益権の総数		6,360,479,555口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期中間計算期間 自 平成28年6月30日 至 平成28年12月29日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

		第1期中間計算期間末 [平成28年12月29日現在]
1. 計上額、時価及び差額		中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

		第1期中間計算期間末 [平成28年12月29日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		1,1616円 (11,616円)

当ファンドは「シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド」受益証券及び「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。

なお、「シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド」「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」の状況は以下の通りです。

また、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シユローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成 28 年 12 月 29 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	10,410,955
金銭信託	279,214,920
株式	3,554,459,757
投資信託受益証券	140,552,440
投資証券	419,168,172
未収入金	13,504,891
未収配当金	644,686
流動資産合計	4,417,955,821
資産合計	4,417,955,821
負債の部	
流動負債	
未払金	1,602
未払解約金	72,185,570
その他未払費用	12,468
流動負債合計	72,199,640
負債合計	72,199,640
純資産の部	
元本等	
元本	3,776,485,633
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	569,270,548
元本等合計	4,345,756,181
純資産合計	4,345,756,181
負債純資産合計	4,417,955,821

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外國為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[平成 28 年 12 月 29 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額		5, 662, 168, 090 円
期中追加設定元本額		1, 112, 233, 394 円
期中解約元本額		2, 997, 915, 851 円
元本の内訳		
ファンド名		
シェローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ		3, 776, 485, 633 円
計		3, 776, 485, 633 円
2. 受益権の総数		3, 776, 485, 633 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

		[平成 28 年 12 月 29 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	[平成28年12月29日現在]
1口当たり純資産額	1,1507円
(1万口当たり純資産額)	(11,507円)

シユローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成28年12月29日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	65,963,575
株式	3,085,697,380
未収入金	50,077,559
未収配当金	4,442,600
流動資産合計	3,206,181,114
資産合計	3,206,181,114
負債の部	
流動負債	
未払金	15,778,409
未払解約金	49,012,500
その他未払費用	1,789
流動負債合計	64,792,698
負債合計	64,792,698
純資産の部	
元本等	
元本	2,620,803,438
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	520,584,978
元本等合計	3,141,388,416
純資産合計	3,141,388,416
負債純資産合計	3,206,181,114

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	[平成 28 年 12 月 29 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3, 847, 687, 621 円
期中追加設定元本額	753, 834, 682 円
期中解約元本額	1, 980, 718, 865 円
元本の内訳	
ファンド名	
シローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ	2, 620, 803, 438 円
計	2, 620, 803, 438 円
2. 受益権の総数	2, 620, 803, 438 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	[平成 28 年 12 月 29 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

	[平成 28 年 12 月 29 日現在]
1 口当たり純資産額	1, 1986 円
(1 万口当たり純資産額)	(11, 986 円)

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2016 年 12 月 30 日現在です。

【シユローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ】

【純資産額計算書】

I 資産総額	7, 392, 946, 864円
II 負債総額	129, 681, 604円
III 純資産総額 (I - II)	7, 263, 265, 260円
IV 発行済口数	6, 248, 944, 067口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1. 1623円

(参考)

シユローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	4, 287, 788, 322円
II 負債総額	77, 027, 812円
III 純資産総額 (I - II)	4, 210, 760, 510円
IV 発行済口数	3, 658, 387, 117口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1. 1510円

シユローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	3, 120, 912, 980円
II 負債総額	68, 070, 563円
III 純資産総額 (I - II)	3, 052, 842, 417円
IV 発行済口数	2, 543, 821, 517口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1. 2001円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成 28 年 12 月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	39,200 株
	発行済株式総数	9,800 株

●過去 5 年間における主な資本金の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成 28 年 12 月末現在）

① 経営体制

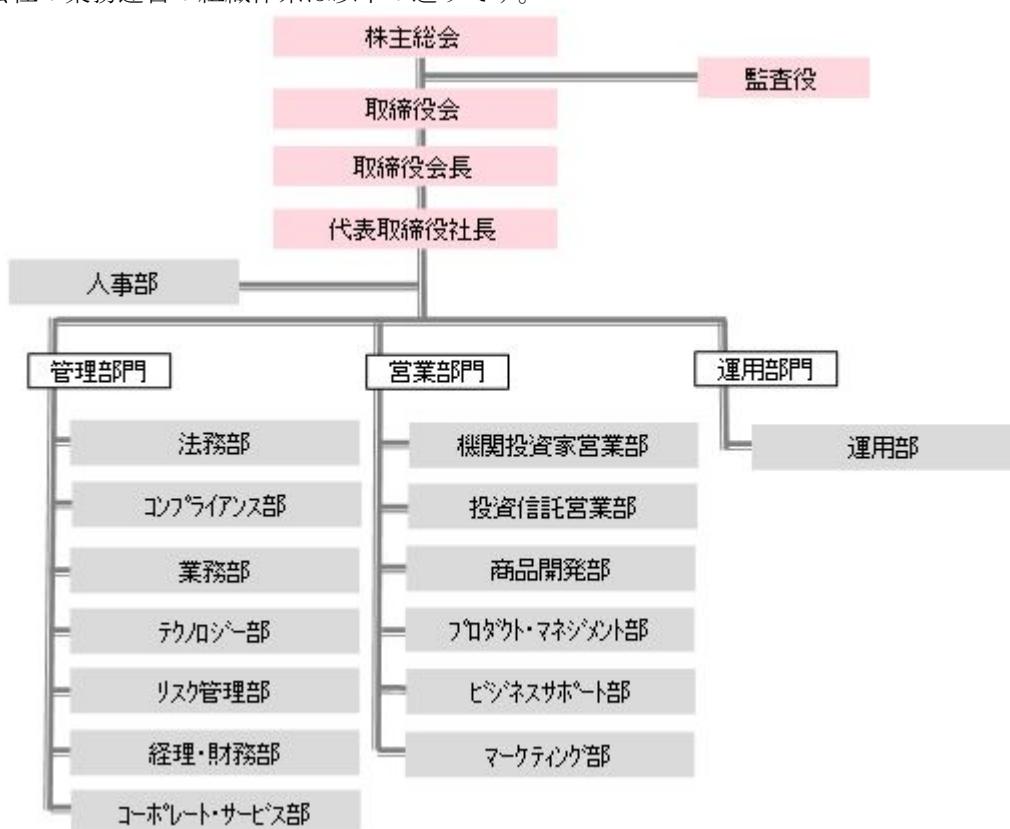
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15 名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役 1 名以上を選任し、うち 1 名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも 3 日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の 1 名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



② 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによるマーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議(原則、週次で開催)を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、前述の運用意思決定会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクトマネジャーは月次で Schroder Investment Risk Exception Notification[SIREN]システムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認、サインオフを行います。SIREN システムは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成 28 年 12 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	56	702, 083, 038, 671

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号) に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号) 並びに同規則第 38 条、第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号) に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 25 期事業年度（平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、第 26 期事業年度の中間会計期間（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている PwC あらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成 28 年 7 月 1 日をもって PwC あらた有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 3 月 16 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの第 25 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 27 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 9 月 14 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの第 26 期事業年度の中間会計期間（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するため年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 28 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第 24 期 (平成 26 年 12 月 31 日)	第 25 期 (平成 27 年 12 月 31 日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	4,295,805	3,469,940
立替金	36	-
前払費用	74,515	74,114
未収入金	224,268	261,752
未収委託者報酬	630,154	679,930
未収運用受託報酬	608,464	952,004
1年内受取予定の長期差入保証金	1,800	2,000
繰延税金資産	541,968	579,737
流 動 資 産 合 計	6,377,012	6,019,478
固 定 資 産		
有形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1	38,230
器具備品(純額)	*1	15,307
有形固定資産合計	53,537	86,136
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	61,342	49,144
無形固定資産合計	65,042	52,844
投資その他の資産		
投資有価証券	18,699	6,475
長期差入保証金	232,794	244,179
その他投資	950	950
貸倒引当金	△ 950	△ 950
繰延税金資産	186,545	316,694
投資その他の資産合計	438,039	567,348
固 定 資 產 合 計	556,619	706,329
資 产 合 計	6,933,631	6,725,808

(単位：千円)

	第24期 (平成26年12月31日)	第25期 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	39,590	44,097
前受金	1,693	-
未払金		
未払収益分配金	25	75
未払償還金	14,012	14,012
未払手数料	213,619	207,469
その他未払金	*2 2,051,249	2,186,021
未払費用	86,026	64,448
未払法人税等	391,289	719,335
未払消費税等	54,136	94,719
流動負債合計	2,851,643	3,330,178
固定負債		
長期未払金	193,215	263,227
長期未払費用	34,735	33,356
退職給付引当金	710,422	796,438
役員退職慰労引当金	24,369	31,052
資産除去債務	86,432	87,642
固定負債合計	1,049,174	1,211,717
負債合計	3,900,817	4,541,896
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金	500,000	500,000
資本準備金	500,000	500,000
　資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,038,251	1,193,763
利益剰余金合計	2,038,251	1,193,763
　株主資本合計	3,028,251	2,183,763
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,562	148
評価・換算差額等合計	4,562	148
純資産合計	3,032,813	2,183,911
負債純資産合計	6,933,631	6,725,808

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第 24 期	第 25 期
	自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
営業収益		
委託者報酬	2,340,959	2,612,569
運用受託報酬	2,922,323	4,368,399
その他営業収益	2,357,626	2,819,369
営業収益計	7,620,909	9,800,338
営業費用		
支払手数料	870,912	913,688
広告宣伝費	130,470	126,363
公告費	780	780
調査費		
調査費	142,586	153,656
委託調査費	924,554	1,148,494
図書費	1,349	2,908
委託計算費	43,050	-
事務委託費	307,721	318,157
営業雑経費		
通信費	27,645	28,523
印刷費	16,951	8,173
協会費	5,932	6,915
諸会費	2,681	3,450
営業費用計	2,474,637	2,711,112
一般管理費		
給料		
役員報酬	431,784	426,838
給料・手当	1,328,407	1,354,590
賞与	862,373	1,194,038
交際費	6,300	7,738
旅費交通費	50,835	69,476
租税公課	21,295	27,056
不動産賃借料	245,007	245,143
退職給付費用	91,886	109,057
役員退職慰労引当金繰入	5,820	6,682
法定福利費	158,221	159,150
固定資産減価償却費	38,136	63,961
諸経費	1,289,649	1,579,990
一般管理費計	4,529,718	5,243,724
営業利益（△営業損失）	616,554	1,845,501
営業外収益		
受取利息	1,110	1,009
受取配当金	1,473	439
有価証券売却益	-	3,512
為替差益	-	15,893
時効償還金	4,161	-
雜益	1,503	1,738

営業外収益計	8, 249	22, 593
営業外費用		
為替差損	33, 028	-
雑損失	685	1, 106
営業外費用計	33, 713	1, 106
経常利益（△経常損失）	591, 089	1, 866, 988
特別損失		
割増退職金等	*1	49, 399
固定資産除却損		343
特別損失計		49, 743
税引前当期純利益 (△税引前当期純損失)	541, 346	1, 859, 598
法人税、住民税及び事業税	446, 250	912, 004
法人税等調整額	△ 728, 513	△ 167, 917
法人税等合計	△ 282, 263	744, 087
当期純利益（△当期純損失）	823, 609	1, 115, 511

(3)【株主資本等変動計算書】

第24期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計				
		資本準備金	その他利益剰余金					
当期首残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404		
当期変動額								
当期純利益			823,609	823,609		823,609		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					799	799		
当期変動額合計	-	-	823,609	823,609	799	824,408		
当期末残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813		

第25期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計				
		資本準備金	その他利益剰余金					
当期首残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813		
当期変動額								
剩余金の配当			△1,960,000	△1,960,000		△1,960,000		
当期純利益			1,115,511	1,115,511		1,115,511		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△4,413	△4,413		
当期変動額合計	-	-	△844,488	△844,488	△4,413	△848,901		
当期末残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911		

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 24 期 平成 26 年 12 月 31 日現在	第 25 期 平成 27 年 12 月 31 日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 129,718 千円	建物附属設備 139,387 千円
器具備品 132,215 千円	器具備品 151,545 千円
	*2 関係会社項目
	その他未払金 515,023 千円

(損益計算書関係)

第 24 期 自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。	*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 24 期（自平成 26 年 1 月 1 日至平成 26 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 24 期事業年度 期首株式数	第 24 期事業年度 増加株式数	第 24 期事業年度 減少株式数	第 24 期事業年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800 株	—	—	9,800 株
合計	9,800 株	—	—	9,800 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第 25 期（自平成 27 年 1 月 1 日至平成 27 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 25 期事業年度 期首株式数	第 25 期事業年度 増加株式数	第 25 期事業年度 減少株式数	第 25 期事業年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800 株	—	—	9,800 株
合計	9,800 株	—	—	9,800 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 4 日 取締役会	普通株式	1,960,000	200,000	平成 27 年 6 月 30 日	平成 27 年 7 月 1 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 24 期	第 25 期
自 平成 26 年 1 月 1 日	自 平成 27 年 1 月 1 日
至 平成 26 年 12 月 31 日	至 平成 27 年 12 月 31 日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料
1年内 7,963 千円	1年内 7,963 千円
1年超 9,954 千円	1年超 1,990 千円
合計 17,917 千円	合計 9,954 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第 24 期	第 25 期
自 平成 26 年 1 月 1 日	自 平成 27 年 1 月 1 日
至 平成 26 年 12 月 31 日	至 平成 27 年 12 月 31 日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に 関しても安全な運用を心掛けております。余剰資 金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリ バティブ取引等も行っておりません。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リ スクはありませんが、普通預金及び定期預金は、 銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用 受託報酬、未収入金については、顧客の信用リス クに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外 の関連会社との取引により生じた外貨建ての資 産・負債を保有しているため、為替相場の変動に による市場リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

第24期 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日
<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p>預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p>外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p>余剰資金は最長でも1ヶ月の定期預金で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p>同左</p> <p>② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p>同左</p> <p>③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p>同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第24期（平成26年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,295,805	4,295,805	—
(2) 未収入金	224,268	224,268	—
(3) 未収委託者報酬	630,154	630,154	—
(4) 未収運用受託報酬	608,464	608,464	—
資産計	5,758,692	5,758,692	—
(1) 未払手数料	213,619	213,619	—
(2) その他未払金	2,051,249	2,051,249	—
負債計	2,264,869	2,264,869	—

第25期（平成27年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,469,940	3,469,940	—
(2) 未収入金	261,752	261,752	—
(3) 未収委託者報酬	679,930	679,930	—
(4) 未収運用受託報酬	952,004	952,004	—
資産計	5,363,627	5,363,627	—
(1) 未払手数料	207,469	207,469	—
(2) その他未払金	2,186,021	2,186,021	—
負債計	2,393,490	2,393,490	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第24期 平成26年12月31日現在	第25期 平成27年12月31日現在
資産	資産
(1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 預金 同左
(2) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 未収入金 同左
(3) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収委託者報酬 同左
(4) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(4) 未収運用受託報酬 同左

<p>負債</p> <p>(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>負債</p> <p>(1) 未払手数料 同左</p> <p>(2) その他未払金 同左</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第24期（平成26年12月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	4,295,805	—
未収入金	224,268	—
未収委託者報酬	630,154	—
未収運用受託報酬	608,464	—
合計	5,758,692	—

第25期（平成27年12月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	3,469,940	—
未収入金	261,752	—
未収委託者報酬	679,930	—
未収運用受託報酬	952,004	—
合計	5,363,627	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第24期（平成26年12月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第24期(平成26年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	16,702	12,076	4,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,996	2,060	△63
合計	18,699	14,136	4,562

第25期(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	3,367	3,060	307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	3,107	3,266	△159
合計	6,475	6,326	148

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第24期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

(退職給付関係)

第 24 期 自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 651,735 千円 退職給付費用 91,886 千円 退職給付の支払額 <u>△33,200</u> 千円 期末における退職給付引当金 <u>710,422</u> 千円	2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 710,422 千円 退職給付費用 109,057 千円 退職給付の支払額 <u>△23,041</u> 千円 期末における退職給付引当金 <u>796,438</u> 千円
(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 — 年金資産 — — 非積立型制度の退職給付債務 710,422 千円 貸借対照表に計上された負債と資産 の純額 <u>710,422</u> 千円 退職給付引当金 <u>710,422</u> 千円 貸借対照表に計上された負債と資産 の純額 <u>710,422</u> 千円	(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 — 年金資産 — — 非積立型制度の退職給付債務 796,438 千円 貸借対照表に計上された負債と資産 の純額 <u>796,438</u> 千円 退職給付引当金 <u>796,438</u> 千円 貸借対照表に計上された負債と資産 の純額 <u>796,438</u> 千円
(3) 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 91,886 千円	(3) 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 109,057 千円

(税効果会計関係)

第 24 期 自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	千円
未払費用否認	748, 241
未確定債権債務に係る	
為替差損益	36, 128
退職給付引当金損金	
算入限度超過額	253, 194
役員退職慰労引当金否認	8, 685
資産除去債務	24, 582
その他	29, 650

繰延税金資産小計	1, 100, 483
評価性引当額	△371, 969

繰延税金資産合計	728, 513

繰延税金資産の純額	728, 513

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率	38. 0%
(調整)	
役員賞与等永久に損金	
算入されない項目	16. 8%
評価性引当額	△110. 8%
税率変更による期末繰延	
税金資産の減額修正	8. 9%
その他	△5. 0%

税効果会計適用後の 法人税等の負担率	△52. 1%

法定実効税率	35. 6%
(調整)	
役員賞与等永久に損金	
算入されない項目	6. 7%
評価性引当額	△3. 4%
税率変更による期末繰延	
税金資産の減額修正	6. 1%
その他	△5. 0%

税効果会計適用後の 法人税等の負担率	40. 0%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 10 号）が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成 27 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の 38.01% から 35.64% に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額は 48,444 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の 35.64% から、解消が見込まれる期間が平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までのものは 33.06%、平成 29 年 1 月 1 日以降のものについては 32.26% にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は 113,879 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を 10 年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第 24 期	第 25 期
	自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
期首残高	85,239 千円	86,432 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円	一千円
その他増減額（△は減少）	1,193 千円	1,210 千円
期末残高	86,432 千円	87,642 千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第24期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,340,959	2,922,323	1,498,482	859,143	7,620,909

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
6,033,633	1,587,275	7,620,909

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第25期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,612,569	4,368,399	1,873,934	945,435	9,800,338

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,760,510	2,039,828	9,800,338

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第24期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シユローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注3) サービス提供業務報酬の受取 (注4) 情報提供業務報酬の受取 (注5) 役務提供業務の対価の受取 (注5) 運用再委託報酬の支払 (注3) 一般管理費(諸経費)の支払 (注5)	千円 70,326 433,121 186,681 266,360 437,538 241,541	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金) 前受金	千円 6,110 86,042 86,471 1,693
親会社の子会社 (注2)	シユローダー・インベストメント・マネージメン	シンガポール、OCBCセンター	50.77百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注3)	11,211	未収運用受託報酬	966

	ト・(シンガポール)・リミテッド						サービス提供業務報酬の受取（注4）	154,191	未収入金	21,375
							役務提供業務の対価の受取（注5）	79,329		
							運用再委託報酬の支払（注3）	15,988	未払金(その他未払金)	296,457
							一般管理費(諸経費)の支払（注5）	589,189		
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12,867百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注3）	1,153,588	未収運用受託報酬	84,438
							サービス提供業務報酬の受取（注4）	621,981	未収入金	67,661
							役務提供業務の対価の受取（注5）	240,596		
							運用再委託報酬の支払（注3）	389,134	未払金(その他未払金)	28,307

- (注 1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 3) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 4) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 5) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー (非上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務諸表
該当事項はありません。

第25期（自 平成27年1月1日至平成27年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インター・ナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	0.5百万ユーロ	持株会社	被所有直接100%	当社への出資	剰余金の配当	千円 1,960,000	-	千円 -
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5百万ポンド	持株会社	被所有間接100%	当社の最終親会社	一般管理費(役員および従業員の賞与の負担金)(注1)	千円 192,399	その他未払金	千円 515,023

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社(注2)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注4) サービス提供業務報酬の受取(注5) 情報提供業務報酬の受取(注6) 役務提供業務の対価の受取(注6) 運用再委託報酬の支払(注4) 一般管理費(諸経費)の支払(注6) 一般管理費(出向者人件費の負担金)(注7)	千円 113,510 638,886 191,039 302,673 560,569 302,616 223,484	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他の未払金)	千円 5,358 86,701 210,292

親会社の子会社 (注3)	シユローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取(注4)	7,514	未収運用受託報酬	548
						サービス提供業務報酬の受取(注5)	238,777	未収入金	46,826	
						役務提供業務の対価の受取(注6)	88,499			
						運用再委託報酬の支払(注4)	12,189	未払金(その他未払金)	62,438	
						一般管理費(諸経費)の支払(注6)	797,951			
兄弟会社	シユローダー・インベストメント・マネージメント・(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.8百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注4)	1,693,619	未収運用受託報酬	172,717
						サービス提供業務報酬の受取(注5)	451,636	未収入金	59,918	
						役務提供業務の対価の受取(注6)	267,314			
						運用再委託報酬の支払(注4)	468,269	未払金(その他未払金)	64,221	

- (注 2) 当社の最終親会社であるシユローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシユローダー・アドミニストレイション・リミテッドを通して、シユローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 3) 当社の最終親会社であるシユローダー・ピーエルシーが、子会社であるシユローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シユローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 4) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 5) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 6) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。
- (注 7) シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー (ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 24 期 自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
1 株当たり純資産額 309,470 円 77 銭	1 株当たり純資産額 222,848 円 13 銭
1 株当たり当期純利益 84,041 円 76 銭	1 株当たり当期純利益 113,827 円 72 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 823,609 千円 普通株式に係る当期純利益 823,609 千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 1,115,511 千円 普通株式に係る当期純利益 1,115,511 千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 26 期 中間会計期間末
平成 28 年 6 月 30 日

資 産 の 部

流 動 資 産

預金	3,008,851
前払費用	53,353
未収入金	245,327
未収委託者報酬	660,182
未収運用受託報酬	782,247
繰延税金資産	490,467
その他の流動資産	38
流動資産合計	5,240,466

固 定 資 産

有 形 固 定 資 産

建物附属設備(純額)	*1	29,054
器具備品(純額)	*1	73,597
有形固定資産合計		102,652

無 形 固 定 資 産

投資その他の資産

投資有価証券	5,755
長期差入保証金	244,179
その他投資	950
貸倒引当金	△ 950
繰延税金資産	349,311
投資その他の資産合計	599,246
固定資産合計	748,198
資産合計	5,988,665

(単位：千円)

第 26 期 中間会計期間末
平成 28 年 6 月 30 日

負債の部

流動負債

預り金	43,891
未払金	844,331
未払費用	44,141
未払法人税等	128,613
未払消費税等	*2 42,100
賞与引当金	567,197
役員賞与引当金	149,238
流動負債合計	1,819,514

固定負債

長期未払金	296,993
長期未払費用	2,913
退職給付引当金	831,439
役員退職慰労引当金	31,635
資産除去債務	88,256
固定負債合計	1,251,238
負債合計	3,070,752

純資産の部

株主資本

資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000

利益剰余金

その他利益剰余金	1,928,484
繰越利益剰余金	
利益剰余金合計	1,928,484

株主資本合計

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 571
評価・換算差額等合計	△ 571
純資産合計	2,917,912
負債純資産合計	5,988,665

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 26 期 中間会計期間
 自 平成 28 年 1 月 1 日
 至 平成 28 年 6 月 30 日

営業収益

委託者報酬	1,228,806
運用受託報酬	2,217,215
その他営業収益	1,340,186
営業収益計	4,786,208
営業費用及び一般管理費	*3 3,898,546
営業利益	887,662
営業外収益	*1 77,110
営業外費用	*2 674
経常利益	964,098
特別損失	1,992
税引前中間純利益	962,106
法人税、住民税及び事業税	170,733
法人税等調整額	56,651
法人税等合計	227,384
中間純利益	734,721

(3) 中間株主資本等変動計算書

第26期 中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計				
		資本準備金	その他利益 剰余金					
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911		
当中間期変動額								
中間純利益			734,721	734,721		734,721		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					△ 720	△ 720		
当中間期変動額合計	—	—	734,721	734,721	△ 720	734,001		
当中間期末残高	490,000	500,000	1,928,484	2,918,484	△ 571	2,917,912		

重要な会計方針

項目	第 26 期中間会計期間 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

項目	第 26 期中間会計期間 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日
1. 建物附属設備に係る減価償却方法	法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日) を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、この変更による影響額は軽微であります。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項目	第 26 期中間会計期間末 平成 28 年 6 月 30 日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 139,834 千円 器具備品 149,058 千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第 26 期中間会計期間 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 335 千円 受取配当金 18 千円 為替差益 46,786 千円 雑益 29,970 千円
*2. 営業外費用の主要項目	雑損失 674 千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 16,970 千円 無形固定資産 9,212 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第26期事業年度 期首株式数	第26期中間会計 期間増加株式数	第26期中間会計 期間減少株式数	第26期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期中間会計期間	
自 平成28年1月1日	
至 平成28年6月30日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	4,480千円
1年超	—千円
合計	4,480千円

(金融商品関係)

第 26 期中間会計期間末 (平成 28 年 6 月 30 日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 6 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,008,851 千円	3,008,851 千円	—
(2) 未収入金	245,327 千円	245,327 千円	—
(3) 未収委託者報酬	660,182 千円	660,182 千円	—
(4) 未収運用受託報酬	782,247 千円	782,247 千円	—
資産計	4,696,607 千円	4,696,607 千円	—
(1) 未払金	844,331 千円	844,331 千円	—
負債計	844,331 千円	844,331 千円	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券

第 26 期中間会計期間末 (平成 28 年 6 月 30 日現在)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 証券投資信託受益証券	一千円	一千円	-一千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 証券投資信託受益証券	5,755 千円	6,326 千円	△571 千円
合計	5,755 千円	6,326 千円	△571 千円

(資産除去債務関係)

第 26 期中間会計期間末 (平成 28 年 6 月 30 日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	87,642 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額 (△は減少)	613 千円
当中間会計期間末残高	<u>88,256</u> 千円

(セグメント情報等)

〈セグメント情報〉

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〈関連情報〉

第 26 期中間会計期間（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,228,806	2,217,215	893,174	447,011	4,786,208

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
3,821,404	964,804	4,786,208

(注)海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉

第 26 期中間会計期間（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉

第 26 期中間会計期間（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉

第 26 期中間会計期間（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 26 期中間会計期間	
自 平成 28 年 1 月 1 日	
至 平成 28 年 6 月 30 日	
1 株当たり純資産額 297,746 円 21 銭	
1 株当たり中間純利益 74,971 円 57 銭	
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書の中間純利益	734,721 千円
普通株式に係る中間純利益	734,721 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・
カンパニーズ

約 款

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
シユローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

シユローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド（以下「アジアマザー」といいます。）およびシユローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド（以下「日本マザー」といい、「アジアマザー」と合わせて「マザーファンド」と総称することがあります。）の受益証券を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてアジアマザー及び日本マザーの受益証券に投資を行います。
- ② 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Index の構成国における日本と日本を除くアジアパシフィック諸国との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。
- ③ マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を含むアジアパシフィック諸国の株式に投資し、積極的な運用を行います。
- ④ 株式の銘柄選択にあたっては、シユローダー・グループ*のアナリストによる定性評価における ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。
*シユローダー・グループとは、シユローダーplc を直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。
- ⑤ 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金の動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑧ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年6月20日）。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が上記①の範囲で、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。なお、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ④ マザーファンドの配当等収益および収益調整金相当額を収益分配金に充当します。

追加型証券投資信託
シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,500億円を上限として受益者のために利殖の目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成38年6月22日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第32条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める単位をもって取得申込に応じることができます。また、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しても同様とします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込を受けた日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は1口につき1円に委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料（その減免を含む）の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、香港もしくはオーストラリアの証券取引所または香港もしくはオーストラリアの銀行の休業日には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受けた取得申込の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします
- ⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己的ために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第6項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主としてシユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託シユローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド（以下「アジアマザー」といいます。）およびシユローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド（以下「日本マザー」とい、「アジアマザー」と合わせて「マザーファンド」と総称することがあります。）の各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券（金融商品取引法第2条第1項第1号で定めるものをいいます。）
- 2. 地方債証券（金融商品取引法第2条第1項第2号で定めるものをいいます。）
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）

4. 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
5. 社債券（相互会社の社債券を含みます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）
6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（同項第 7 号、第 8 号および第 11 号に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
7. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成 5 年法律第 44 号）に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
8. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
9. 株券または新株予約権証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 9 号で定めるものをいいます。）
10. 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
11. 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
12. 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 12 号で定めるものをいいます。）
13. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 13 号で定めるものをいいます。）
14. 信託法（平成 18 年法律第 108 号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
15. 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券法（昭和 6 年法律第 15 号）に規定する抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で同項第 1 号から第 9 号までまたは第 12 号から前号までに掲げる証券または証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号で定めるものをいいます。）
18. 外国の者の発行する証券または証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもののうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
19. 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準および方法に従い行う金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引にかかる権利、外国金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であって金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引と類似の取引にかかる権利または金融商品市場および外国金融商品市場によらないで行う金融商品取引法第 2 条第 22 項第 3 号もしくは第 4 号に掲げる取引にかかる権利（以下「オプション」という。）を表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
20. 前各号に掲げる証券または証書の預託を受けた者が当該証券または証書の発行された国以外の国において発行する証券または証書で、当該預託を受けた証券または証書にかかる権利を表示するもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
21. 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益または投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 21 号で定めるものをいいます。）

なお、第 9 号の証券または証書、第 17 号および第 20 号の証券または証書のうち第 9 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 10 号の証券および第 11 号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 信託の受益権（前項第 10 号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきものおよび同項第 12 号から第 14 号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
 6. 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第 17 号および第 18 号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 2 号で定めるものをいいます。）
 7. 合名会社もしくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限ります。）または合同会社の社員権（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 3 号で定めるものをいいます。）
 8. 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 4 号で定めるものをいいます。）

9. 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 667 条第 1 項に規定する組合契約、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 535 条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資または拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当または当該出資対象事業にかかる財産の分配を受けることができる権利であって、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利およびこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号で定めるものをいいます。）

- イ. 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
- ロ. 出資者がその出資または拠出の額を超えて収益の配当または出資対象事業にかかる財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イ. に掲げる権利を除く。）

ハ. 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 10 号に規定する事業を行う同法第 5 条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 10 条第 2 項に規定する共済事業を行う同法第 4 条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条第 1 項第 11 号、第 93 条第 1 項第 6 号の 2 もしくは第 100 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する事業を行う同法第 2 条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 9 条の 2 第 7 項に規定する共済事業を行う同法第 3 条に規定する組合と締結した共済契約または不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）第 2 条第 3 項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ. およびロ. に掲げる権利を除く。）

ニ. イ. からハ. までに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益または出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利

10. 外国の法令に基づく権利であって、前号に掲げる権利に類するもの（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 6 号で定めるものをいいます。）

11. 特定電子記録債権および前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券および前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益または投資者の保護を確保することが必要かつ適當と認められるものとして政令で定める権利（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 7 号で定めるものをいいます。）

- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場する等、常時売却可能なものをお除きます。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、マザーファンド受益証券および金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能なものはその計算の対象外とします。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 33 条において同じ。）、第 33 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 30 条、第 32 条、第 36 条から第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 30 条、第 32 条、第 36 条から第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。
（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 19 条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品

取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ）

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行ふものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑦ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れられた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第32条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーまたは外国法人が発行する譲渡性預金証書は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約代金、有価証券にかかる売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出がある時は、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、第1計算期間については平成28年6月30日から平成29年6月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第43条 信託財産に関する以下の費用（以下総称して「諸経費」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. 組入有価証券の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

2. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および受託者が立替えた立替金の利息

② 以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 監査費用

2. 法律顧問・税務顧問への報酬および費用

3. 目論見書の作成・印刷・交付費用

4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

5. 信託約款の作成・印刷・届出費用

6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用

7. 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

8. 投信振替制度に係る費用および手数料等

9. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

10. 格付の取得に要する費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

⑥ 第2項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的な判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の167の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第 49 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、第 49 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条 受託者は、収益分配金については、第 46 条第 1 項に規定する支払開始日もしくは第 46 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資を行う日までに、償還金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 46 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第48条 受益者が、収益分配金については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第49条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、1 口単位または委託者の指定する販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、香港もしくはオーストラリアの証券取引所または香港もしくはオーストラリアの銀行の休業日には、前項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 10,000 分の 20 の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合また市場の大幅な変動などにより委託者が運用を続けることが困難であると判断した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情（前条第8項に規定する場合を含みます。）が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第56条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第57条 受託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第58条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第59条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年6月30日 (信託契約締結日)

委託者 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社



Schroders